

令和4年度ものづくり企業バーチャル展示会開催事業受託者募集要領

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、対面型の商談機会が縮小し、代替としてデジタル技術の活用が進む中、スゴ技ホームページ上でバーチャル展示会を開催することで商談機会を創出し、県内ものづくり企業の販路開拓を支援する「ものづくり企業バーチャル展示会開催事業」を実施する。

については、次のとおり事業実施受託者を募集する。

1 委託事業の概要

受託者は、より効果的なバーチャル展示会を開催することで、県内ものづくり企業の商談機会を創出し、具体的な商談展開に繋げる。

- (1) 脱炭素やE S G等の分野で有用な技術、製品を持つ企業 20 社程度で開催する。
- (2) ユーザビリティ、アクセシビリティに配慮し、高い確度で商談展開に繋がるよう、閲覧者目線の導線構造・機能とすること。
- (3) デザイン性に優れたサイトとすること。
- (4) 魅力を伝えることを念頭に、展示企業を取材及び緊密に連携し、製品・技術について、より訴求力の高いデザイン性に優れた動画・画像・記事を作成・表現すること。
なお、各展示企業につき、動画1点、画像・記事3点程度を基本とするが、展示企業の製品・技術に応じて柔軟に対応すること。
- (5) ページの追加、機能の改善等に柔軟に対応できる設計とすること。
- (6) 展示企業の製品・技術に関心を持った企業がスムーズに商談（WEB商談を含む）に進める設計とすること。
- (7) これまでに設置しているバーチャル展示会と相互に連携すること。
- (8) 県内ものづくり企業が自社の優れた技術を活かし様々な企画に挑戦する「えひめスゴ技チャレンジ動画」を5本制作・配信し、サイトへ誘導すること。
- (9) しかるべき効果が得られる広報広告や、出展企業と連携した告知・PR等により、商談先となり得る企業をできる限り多くサイトへ誘導すること。
- (10) 各展示企業毎にアクセス数・アクセス企業情報・商談進展状況などデータを管理し、各展示企業と情報を共有するとともに、事業効果の測定を行うこと。
- (11) その他、閲覧者目線で実装すべき機能や商談機会を創出するための企画等があれば提案すること。

2 委託期間 契約締結の日から令和5年3月31日まで

3 委託料 委託料の額は、7,997千円を限度とする。
(消費税及び地方消費税を含む)

4 応募要件

受託者は、本事業の業務遂行にあたり専門的かつ十分な能力を有し、以下の資格要件を全て満たすとともに、県内ものづくり企業の製品・技術について幅広い知識を有し、国内外への知名度向上やビジネス商談会や交流会の開催などの実績・ノウハウを有する事業者で、委託事業を的確に遂行できると認められる者とする。

- (1) 愛媛県内に本社、支社又は営業所を有し、愛媛県との緊密な連絡体制が構築できること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 企画書の受付期間中において、愛媛県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- (4) 企画書の受付期間中において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 企画書の提出期限の日前6か月間において、振り出した手形及び小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者ではないこと。

5 留意事項

- (1) 事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、愛媛県産業政策課と十分協議の上、事業を進めること。
- (2) 県や県内産業支援機関が実施する他の事業とも連携しながら効果的な事業執行に努めること。
- (3) 愛媛ものづくり企業「スゴ技」データベースサイトの保守管理業務受託事業者と連携し、同サイトとの相乗効果を図ること。
- (4) サイトの構築については、愛媛県情報システム等構築ガイドラインを遵守すること。
- (5) スマートフォン、タブレット端末にも対応すること。
- (6) システムバックアップも含めた保守体制、連絡体制を整備すること。
- (7) 業務上必要となる、関係先へのアポイントメントや取材など、全て受託者の責任において行うこと。
- (8) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らさないこと。また、業務終了後も同様とする。

6 提出書類

- (1) 令和4年度ものづくり企業バーチャル展示会開催事業企画書（別紙様式）
提出部数は、企画書1部。
企画内容を補完説明する資料を添付しようとする場合、添付資料は5部。
- (2) 会社又は法人の登記事項証明書、印鑑証明書、直前2年分の財務諸表 各1部。

7 提出期限 令和4年4月21日（木）午後5時必着

8 実施予定団体の選定

- (1) ものづくり企業バーチャル展示会開催事業受託者審査要領に基づき、応募書類の書面審査を行い、受託者を選定する。
なお、審査員が必要と認める場合は、ヒアリングを行うことがある。
- (2) 審査対象となった提案の募集者に対し、審査結果を書面で通知する。審査内容は公表せず、審査結果についての異議申し立ても認めない。

9 問合せ及び提出先

愛媛県経済労働部産業雇用局産業政策課スゴ技グループ

〒790 - 8570 松山市一番町4丁目4-2

TEL 089 - 912 - 2473 FAX 089 - 912 - 2259